

KDDI Area Ethernet専用サービス
(TOHKnet) 契約約款

令和7年2月14日
KDDI株式会社

目 次

第1章 総 則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 専用サービスの提供区域等

- 第4条 専用サービスの提供区域等

第4章 契 約

- 第5条 KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）の品目
- 第6条 契約の種別
- 第7条 契約の単位
- 第8条 共同専用契約
- 第9条 専用回線の終端
- 第10条 収容区域及び加入区域
- 第11条 専用申込の方法
- 第12条 専用申込の承諾
- 第13条 最低利用期間
- 第14条 専用契約者の数の変更
- 第15条 品目の変更
- 第16条 専用回線の移転
- 第17条 専用回線の異経路
- 第18条 専用回線の利用休止
- 第19条 専用回線の利用の一時中断
- 第20条 専用契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第21条 専用契約者が行う専用契約の解除
- 第22条 当社が行う専用契約の解除
- 第23条 その他の提供条件

第4章 端末設備の提供等

- 第24条 端末設備の提供
- 第25条 端末設備の移転
- 第26条 端末設備の利用の一時中断

第5章 利用中止及び利用停止

- 第27条 利用中止
- 第28条 利用停止

第6章 専用回線の利用の制限

- 第29条 専用回線の利用の制限

第7章 料 金

第1節 料金及び工事に関する費用

第30条 料金及び工事に関する費用

2節 料金等の支払義務

第31条 専用料の支払義務

第32条 工事費の支払義務

第33条 線路設置費の支払義務

第34条 設備費の支払義務

3節 料金の計算方法等

第35条 料金の計算方法等

第36条 料金等支払いの連帯責任

4節 割増金及び遅延損害金

第37条 割増金

第38条 遅延損害金

第8章 保 守

第39条 専用契約者の維持責任

第40条 専用契約者の切分責任

第41条 修理又は復旧の順位

第9章 損害賠償

第42条 責任の制限

第43条 免 責

第10章 雑 則

第44条 承諾の限界

第45条 利用に係る専用契約者の義務

第46条 他人に使用させる場合の専用契約者の義務

第46条の2 専用契約者に係る情報の取得

第46条の3 専用契約者に係る情報の利用

第47条 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等

第48条 専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧

第49条 専用契約者の氏名等の通知

第50条 閱 覧

第11章 附帯サービス

第51条 附帯サービス

別 記

料金表

通 則

第1表 専用料

第2表 工事に関する費用
第3表 附帯サービスに関する料金
料金表別表1

別 表
基本的な技術的事項

附 則

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) 契約約款 (以下「約款」といいます。) を定め、これによりKDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) (当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。) を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) に附帯するサービス (当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。) をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet)	契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する電気通信回線を使用して、符号、音響又は影像の伝送を行う電気通信サービス
4 専用サービス取扱所	KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) に関する業務を行う当社の事業所
5 専用契約	当社からKDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の提供を受けるための契約
6 専用申込	専用契約の申込み
7 専用申込者	専用申込をした者
8 専用契約者	当社と専用契約を締結している者
9 専用回線	専用契約に基づいて設置される電気通信回線

10 端末設備	専用回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11 専用回線等	専用回線及び当社が設置する端末設備
12 自営端末設備	電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び専用回線端末等の接続の技術的条件
15 回線終端装置	専用回線の終端の場所に当社が設置する装置
16 専用取扱局	電気通信設備を設置し、それによりKDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）を提供する当社の事業所
17 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律 第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律 第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）の提供区域等

（KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）の提供区域等）

第4条 KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）は、別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契 約

(KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の品目等)

第5条 当社の提供するKDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) には、料金表第1表 (専用料) に規定する品目があります。

(契約の種別)

第6条 KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) については、短期専用契約は締結しません。

(契約の単位)

第7条 当社は、専用回線1回線ごとに1の専用契約を締結します。

(共同専用契約)

第8条 当社は、1の専用回線について専用契約者が2人以上になる専用契約 (以下「共同専用契約」といいます。) を締結します。

(専用回線の終端)

第9条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを専用回線の終端とします。

2 当社は、前項の専用回線の終端に係る地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第10条 当社は料金表第1表 (専用料) に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(専用申込の方法)

第11条 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の種類及び品目
- (2) 回線数
- (3) 専用回線の終端の場所
- (4) 通信方式の種類
- (5) その他専用申込の内容を特定するための事項

(専用申込の承諾)

第12条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 専用申込者がKDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の料金又は工事に関する

費用の支払いを現に怠り、1又は怠るおそれがあるとき。

- (3) その他KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第13条 KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) については、料金表第1表 (専用料) に定めるところにより、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(専用契約者の数の変更)

第14条 専用契約者は、専用契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに専用契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第12条 (専用申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(品目の変更)

第15条 専用契約者は、KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の品目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条 (専用申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の移転)

第16条 専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条 (専用申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の異経路)

第17条 当社は、当社の業務遂行上支障がない場合において、専用契約者の請求に基づき、その専用回線を通常の経路以外の当社が指定する経路 (以下「異経路」といいます。) により設置します。

(専用回線の利用休止)

第18条 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用回線 (利用開始以後、30日以上経過したものに限り、以下この条において同じとします。) の利用休止 (その専用回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

- 2 専用回線の利用休止期間 (当該専用回線を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。) は、30日を超えるものとし、5年を限度とします。
- 3 専用回線の利用休止期間が5年を経過した後、専用契約者が新たに専用回線の利用休止

又は再利用の請求を行わない場合において、その5年間を経過した日から起算してさらに5年間を経過したときは、その契約は解除されたものとします。

- 4 当社は、専用回線の利用休止をしている専用契約者から再利用の請求があった場合には、第12条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（専用回線の利用の一時中断）

第19条 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断（その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（専用契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第20条 専用契約者が専用契約に基づいてKDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（専用契約者が行う専用契約の解除）

第21条 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ専用サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

（当社が行う専用契約の解除）

第22条 当社は、第28条（利用停止）の規定により利用停止された専用回線等について、専用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、専用契約者が第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線等の利用停止をしないでその専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、専用契約者にそのことを通知します。
- 4 当社は、専用契約を解除しようとする専用回線等が第29条（専用回線の利用の制限）の表に掲げる機関に係るものであるときは、前3項の規定にかかわらず、その専用回線等に係る専用契約の解除について、あらかじめ、その専用契約者と協議します。

ただし、その専用回線等に係る専用契約の解除が第28条（利用停止）第1項第1号の規定によるものであるときは、この限りではありません。

（その他の提供条件）

第23条 KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）に係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第4章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第24条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用回線について、料金表第1表（専用料）に定めるところにより端末設備を提供します。

(注) 当社は、当社が端末設備を提供している専用回線の利用休止があったときは、その端末設備を廃止します。

(端末設備の移転)

第25条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第26条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第27条 当社は、次の場合には、専用回線等の利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第29条(専用回線の利用の制限)の規定により、専用回線の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により、専用回線等の利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを専用契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第28条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(その専用回線等の料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線等の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その専用回線等の利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。

(2) 料金表第1表(専用料)に専用回線等の利用用途に関する規定がある場合は、その用途以外の用途にその専用回線等を利用したとき。

(3) 第45条(利用に係る専用契約者の義務)又は第46条(他人に使用させる場合の専用契約者の義務)の規定に違反したとき。

(4) 当社の承諾を得ずに、専用回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(5) 専用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備を専用回線等から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定により、専用回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を専用契約者に通知します。

第6章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第29条 当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線 (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り) 以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機	関	名
気象機関		
水防機関		
消防機関		
災害救助機関		
秩序の維持に直接関係がある機関		
防衛に直接関係がある機関		
海上の保安に直接関係がある機関		
輸送の確保に直接関係がある機関		
通信役務の提供に直接関係がある機関		
電力の供給に直接関係がある機関		
水道の供給に直接関係がある機関		
ガスの供給に直接関係がある機関		
選挙管理機関		
別記10の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関		
預貯金業務を行う金融機関		
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関		

第7章 料 金 等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第30条 当社が提供するKDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の料金は、専用料とし、料金表第1表 (専用料) に定めるところによります。

2 当社が提供するKDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表 (工事に関する費用) に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供するKDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の態様に応じて、基本回線専用料、加算額を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(専用料の支払義務)

第31条 専用契約者は、その専用契約に基づいて当社が専用回線等の提供を開始した日から起算して専用契約の解除 (以下この条において「解除等」といいます。) があつた日の前日までの期間 (提供を開始した日に解除等があつた日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、料金表第1表 (専用料) に規定する専用料を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により専用回線等を利用することができない状態が生じたときの専用料の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、専用契約者は、その期間中の専用料を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があつたとき。

(2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定する場合を除いて、専用回線等を利用できなかった期間中の専用料を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線等を全く利用できない状態 (その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。) が生じた場合 (2欄若しくは3欄に該当する場合を除きます。) に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間 (通信又は保守の態様による細目について料金表第1表 (専用料) に別段の定めがある場合はその定める時間とします。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。) に対応するその専用回線等 (その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) についての専用料

) 以上その状態が連続したとき。		
区 分	時 間	
(1) 高速イーサネットKDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の場合	1 時間	
2 当社の故意又は重大な過失によりそのKDDI Area Ether専用サービス (TOHKnet) を全く利用できない状態が生じたとき。		そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその専用回線等 (その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) についての専用料
3 専用回線等の移転、接続変更に伴って、専用回線等を利用できなくなった期間が生じたとき (専用契約者の都合により、専用回線等を利用しなかった場合であって、その専用回線等を保留したとき		利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその専用回線等 (その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) についての専用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

4 第2項の規定にかかわらず、その専用回線に係る料金の扱いについて、料金表第1表 (専用料) にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

第32条 専用契約者は、専用申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1 (工事費) に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この条において「解除等」といいます。) があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第33条 専用契約者は、次の場合には、料金表第2表第2 (線路設置費) に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、専用回線の設置工事等の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この条及び次条において「解除等」といいます。) があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) 専用回線の終端が区域外（収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となる専用申込をし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 専用回線の終端が区域外にある専用回線について、KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）の品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) 移転後の専用回線の終端が区域外となる専用回線の移転（移転後の専用回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における専用回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第34条 専用契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する専用申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、専用回線の設置工事等の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第35条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

第36条 共同専用契約を締結している各専用契約者は、その専用契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払について、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 割増金及び遅延損害金

（割増金）

第37条 専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、支払っていただきます。

(遅延損害金)

第38条 専用契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、支払っていただきます。

第8章 保 守

(専用契約者の維持責任)

第39条 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(専用契約者の切分責任)

第40条 専用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が専用回線に接続されている場合であって、専用回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます

- 2 前項の確認に際して、専用契約者から要請があったときは、当社は試験を行い、その結果を専用契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により専用回線等に故障がないと判定した場合において、専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第41条 当社は、専用回線等が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第29条（専用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線等を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の専用回線等は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順 位	修理又は復旧する専用回線等
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置

	されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

（注）当社は、当社が設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した専用回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第42条 当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その専用回線等が全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第31条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その専用契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、専用回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第31条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り、以下この条において同じとします。）に対応する当該専用回線等に係る料金額（この約款の規定により当社が定める専用料の額（専用回線等の一部を全く利用できない状態の場合はその部分に係る専用料の額）に限り、）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりKDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）の提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第43条 当社は、専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。但し、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、専用回線端末等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（専用取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

第10章 雑 則

(承諾の限界)

第44条 当社は、専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした専用契約者に通知します。

ただし、この約款に特段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る専用契約者の義務)

第45条 専用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときを除き、当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその専用回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。
 - (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その専用回線等に他の機械付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 専用契約者は、前項の規定に違反してその専用回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の専用契約者の義務)

第46条 専用契約者は、その専用回線等を専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 専用契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負っていただきます。
- (2) 専用契約者は、その専用回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、その専用回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
- (3) 専用契約者は、当社が定める事項について、その専用回線等に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、その専用回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が定める事項については、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第39条 (専用契約者の維持責任)
- イ 第40条 (専用契約者の切分責任)
- ウ 別記5 (自営端末設備の接続)
- エ 別記6 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記7 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記8 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(専用契約者に係る情報の取得)

第46条の2 専用契約者は、KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

(専用契約者に係る情報の利用)

第46条の3 当社は、第46条の2に定める専用契約者に係る情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

2 第46条の2及び前項に定めるほか、本サービスに関して取得した専用契約者に関する情報の取扱いについては、別途当社が定める「KDDI プライバシーポリシー (<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>)」が適用されます。

(専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等)

第47条 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の技術的事項及び技術資料の閲覧)

第48条 KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) における基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) を利用するうえで参考となる別記11の事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第49条 KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第50条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 1 1 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第51条 KDDI Area Ether専用サービス (TOHKnet) に関する附帯サービスの取扱いについては、別記12に定めるところによります。

別 記

- 1 KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の提供区域 KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) は、次に掲げる区域における専用回線の終端相互間において提供します。

KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の提供区域
株式会社トークネットの契約約款に定める提供区域 (KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) に相当する電気通信サービスに係るものに限ります。) と同じとします。

2 専用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて専用サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した方のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 専用契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 専用契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う専用サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 専用契約者が(1) の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 専用契約者からの専用回線等の設置場所等の提供

- (1) 専用回線の終端 (以下別記4において同じとします。) のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。以下別記4において同じとします。) 又は建物内において、当社が専用回線等を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が専用契約に基づき設置する端末設備に必要な電気は、専用契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 当社は、専用回線の終端のある構内又は建物内において、専用契約者から管路等の特別な設備を使用して専用回線等を設置することを求められたときは、専用契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項 (同法第104条第4項において

準用する場合を含む。)、同法第58条(同法第104条第7項において準用する場合を含む。))又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を専用回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれの付属設備をいいます。)の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたと

きは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

専用回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、専用回線等を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、 又は論議することを目的としてあまねく発売されること （2）発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

11 技術資料の項目

KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 （1）物理的条件 （2）電気的条件 （3）論理的条件

（注）品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

12 支払証明書の発行

- （1）当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るKDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）の支払い証明を発行します。
- （2）契約者は、（1）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表 支払証明書に関する料金に規定する手数料の支払いを要します。

料金表 通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、専用契約者とその専用契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) に関する料金において、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金 (以下「月額料金」といいます。) をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日専用回線等の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日専用契約の解除があったとき。
 - (3) 前2号の場合を除いて、暦月の初日以外の日KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき (この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
 - (4) 約款第61条 (料金の支払義務) 第2項第2号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 暦月の初日に専用回線等の提供の開始を行い、その日にその専用契約の解除があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに専用サービス (TOHKnet) 取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、料金表通則5の規定にかかわらず、専用契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、専用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 9 第31条 (専用料の支払義務) から第34条 (設備費の支払義務) までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格 (消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)) に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、料金表 第1表 専用料 1 適用 (4) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用 イに定める料金、(5) 長期継続利用に係る料金の適用 ク若しくはケ に定める料金又はKDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet)サービスの遅延損害金については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の専用サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせいたします。

(別に算定する費用の算定方法)

11 当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費は、当社が別に定める基準に基づき算定します。

(料金等の請求)

12 KDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet)サービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、この約款、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き (<https://biz.kddi.com/support/payment/>)」、当社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、「WEB de 請求書ご利用規約」又は「『KDDIまとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

第1表 専用料

1 適用

専用料の適用については、第31条（専用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	容								
(1) 品目に係る専用料の適用	<p>当社は、専用料を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="485 524 1342 696"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 524 772 568">品 目</th> <th data-bbox="772 524 1342 568">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 568 772 613">10Mb/sのもの</td> <td data-bbox="772 568 1342 613">10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 613 772 658">100Mb/sのもの</td> <td data-bbox="772 613 1342 658">100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 658 772 696">1Gb/sのもの</td> <td data-bbox="772 658 1342 696">1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）は、端末回線のみによるもの（専用回線のうち専用取扱局相互間以外のものをいいます。）に限り提供します。 2 専用契約者が指定することができる専用回線の終端の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限ります。 3 当社は、専用回線（1Gb/sの品目に限ります。）の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。 	品 目	内 容	10Mb/sのもの	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/sのもの	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/sのもの	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容								
10Mb/sのもの	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの								
100Mb/sのもの	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの								
1Gb/sのもの	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの								
(2) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）の提供区域について、1の専用取扱局に専用回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金等（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでKDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）を提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>								
(3) 回線距離の測定	<p>1Gb/sの品目のKDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）の回線距離は、次のとおり測定します。</p> <table border="1" data-bbox="485 1570 1342 1861"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 1570 796 1615">区 分</th> <th data-bbox="796 1570 1342 1615">回線距離の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 1615 796 1861">ア その専用回線を分岐していない場合</td> <td data-bbox="796 1615 1342 1861">その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。 この場合において、直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算定します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。 2 回線距離測定局は、株式会社トークネットの契約約款 	区 分	回線距離の測定方法	ア その専用回線を分岐していない場合	その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。 この場合において、直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算定します。				
区 分	回線距離の測定方法								
ア その専用回線を分岐していない場合	その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。 この場合において、直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算定します。								

	<p>に定める回線距離測定局（KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）に相当する電気通信サービスに係るものに限り、）と同じとします。</p>								
<p>（４）最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）については、異経路によるもの及び長期継続利用割引の適用によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に次表左欄に定める事由があった場合は、第31条（専用料の支払義務）及び通則1から3までの規定にかかわらず、次表に定める料金の額について、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="517 692 1342 1485"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 692 1046 779">区 分</th> <th data-bbox="1046 692 1342 779">支払を要する料金の額（税抜価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 779 1046 1068">1 専用契約の解除があった場合</td> <td data-bbox="1046 779 1342 1068">残余の期間に対応する専用料（基本回線専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1068 1046 1279">2 品目の変更又は専用回線の移転があった場合（変更又は移転前の専用料の額から変更又は移転後の専用料の額を控除し、残額がある場合に限り、）</td> <td data-bbox="1046 1068 1342 1279">左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="517 1279 1342 1485"> <p>備考</p> <p>2 欄の場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の専用料を合算して行います。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支払を要する料金の額（税抜価格）	1 専用契約の解除があった場合	残余の期間に対応する専用料（基本回線専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額	2 品目の変更又は専用回線の移転があった場合（変更又は移転前の専用料の額から変更又は移転後の専用料の額を控除し、残額がある場合に限り、）	左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額	<p>備考</p> <p>2 欄の場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の専用料を合算して行います。</p>	
区 分	支払を要する料金の額（税抜価格）								
1 専用契約の解除があった場合	残余の期間に対応する専用料（基本回線専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額								
2 品目の変更又は専用回線の移転があった場合（変更又は移転前の専用料の額から変更又は移転後の専用料の額を控除し、残額がある場合に限り、）	左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額								
<p>備考</p> <p>2 欄の場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の専用料を合算して行います。</p>									
<p>（５）長期継続利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は専用契約者から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その継続期間における料金については、2（料金額）（1）の額（この表の（2）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1" data-bbox="485 1984 1342 2031"> <tr> <td data-bbox="485 1984 699 2031">種 類</td> <td data-bbox="699 1984 943 2031">継続して利用</td> <td data-bbox="943 1984 1342 2031">料金の減額</td> </tr> </table>	種 類	継続して利用	料金の減額					
種 類	継続して利用	料金の減額							

	する期間	(税抜価格)
(ア) 3年利用	3年間	2(1)及び(2)の額に0.07を乗じて得た額
(イ) 6年利用	6年間	2(1)及び(2)の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）は、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前にKDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）の品目の変更又は専用回線の移転により専用契約に係る料金の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる料金の額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払いを要する料金の額と既支払額との総額が通常の専用契約の総支払額を下回る場合は、通常の専用契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する料金の額 (税抜価格)
(7) 品目の変更等に	残余の期間に対応する専用料の差

	より料金が減少した場合	額（減少前の専用料から減少後の専用料を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の専用料に0.35を乗じて得た額
	<p>ケ 長期継続利用の開始から1年以内（長期継続利用の継続の場合も含みます。）にクの表の(イ)に該当する場合は生じた場合において、その期間内において支払われる専用料の総額（同表に基づき算定した支払いを要する額を含みます。）に消費税相当額を加算した額が、その専用回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる専用料の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>	
(6) 配線設備の料金の適用	<p>当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。</p> <p>ア 専用回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。（以下この欄において同じとします。）までの間の配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</p>	
(7) 回線終端装置の料金の適用	<p>当社の回線終端装置を提供した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。</p>	
(8) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用	<p>收容区域及び加入区域の設定変更、専用取扱局の指定の変更・所在場所の変更又は専用回線の移転等により、その専用回線の終端の回線距離測定局の変更があったときは、料金を再算定します。</p>	
(9) 専用回線の終端が区域外にある場合	<p>その専用回線の終端が收容されている専用取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（専用回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します。ただし、その専用回線が異経路（(10)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p>	
(10) 異経路による場合	<p>ア その専用回線の終端が直接收容されている専用取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>	
(11) 復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合	<p>当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその経路を変更した場合の回線専用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その専用回線を変更前の経</p>	

	路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(12) 特別な電気通信設備を提供した場合	専用回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備の加算額を適用します。

2 料金額

(1) 基本回線専用料（専用料）

専用回線 1回線ごとに月額

品 目		料金額（税抜価格（税込価格））
10Mb/sのもの		145,000円 (159,500円)
100Mb/sのもの		193,000円 (212,300円)
1Gb/sのもの	端末回線のみによるもの	527,000円 (579,700円)

(2) 加算額（専用料）

専用回線 1回線ごとに月額

料 金 種 別	単 位	区 分	料金額 （税抜価格 （税込価格））
ア 線路設置専用料	専用回線の 各終端につ き100mまで ごとに	——	1,000円 (1,100円)
イ 異経路の線路専用料	——	——	別に算定する実費
ウ 特別電気通信設備専用 料	——	——	別に算定する実費
エ 回線接続装置専用料	1台ごとに	——	5,000円 (5,500円)
オ 回線終端装置専用料	1台ごとに	1Gb/s用のもの	60,000円 (66,000円)
カ 配線設備専用料	1配線ごとに	——	2,000円 (2,200円)
備考 1 線路設置専用料は、区域外線路について適用します。 2 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則11に定めるところによります。			

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第32条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容	
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、工事を要することとなる専用回線等において、1の工事ごとに適用します。	
(2) 移転、接続変更又の場合の工事費の適用	移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。	
(3) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。	
	工事の区分	適 用
	ア 配線設備に係る工事	配線設備の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。
	イ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。
	ウ 専用回線の利用の一時中断に係る工事	専用回線、配線設備又は端末設備の利用の一時中断等を行う場合に適用します。
	エ 回線接続等に係る工事	専用回線について、専用取扱局の主配線盤等において専用回線の接続工事を要する次の場合に適用します。
(7) 回線内速度設定の利用に係るもの		回線内速度設定を利用する場合に、設定する速度単位ごとに適用します。
(イ) 品目の変更等に係るもの		端末設備の変更及び取替を伴わない品目変更について適用します。

2 工事費の額

工事の種類		工事費の額(税抜価格(税込価格))	
		光配線	
配線設備に係る工事			12,000円 (13,200円)
端末設備に係る工事	回線接続装置の設置に係るもの		8,000円 (8,800円)
	回線終端装置の設置に係るもの		20,000円 (22,000円)
専用回線の利用の一時中断に係る工事			6,500円 (7,150円)
回線接続等に係る工事			2,500円 (2,750円)
備考			
1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。			

第2 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第33条（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路（設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）について適用します。</p> <p>イ 移転後の専用回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 専用申込者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに専用契約を締結して、その場所でKDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）の提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）に係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 （残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table> <p>イ KDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）の品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 （残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table>	新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）に係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 （残額があるときに限ります。）	変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 （残額があるときに限ります。）
新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet専用サービス（TOHKnet）に係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 （残額があるときに限ります。）							
変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 （残額があるときに限ります。）							

2 線路設置費の額

引込線 1 回線につき線路 100mまでごとに

区 分	線路設置費の額 （税抜価格（税込価格））
光 配 線	97,000円 (106,700円)

第3 設 備 費

1 適用

設備費の適用については、第34条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路による線路の部分 イ 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

区 分	設 備 費 の 額
KDDI Area Ethernet専用サービス（TO HKnet）	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、料金表通則11に定めるところによります。

第3表 支払証明書に関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記12（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
（1）支払証明書の発行手数料の適用	契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料金額 （税抜価格 （税込価格））
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (440円)

備考

1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

別表

基本的な技術的事項

(1) 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路
1Gb/sのもの	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠) GI形光ファイバケーブル (JIS規格C6832のSGI-50/125 及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX準拠

(2) 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路
10Mb/sのもの	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
100Mb/sのもの	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠

(3) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路	
		符号形式等	光出力等
10Mb/sのもの	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3準拠	光出力:-8dBm以下(平均値) 使用中心波長: 1.31 μ m
100Mb/sのもの	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3準拠	光出力:-8dBm以下(平均値) 使用中心波長: 1.31 μ m

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年5月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、平成20年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記12の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表(支払証明書に関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年2月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年9月2日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったKDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年2月14日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったKDDI Area Ethernet専用サービス (TOHKnet) の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。